

なかだ訪問看護ステーション利用料金のご案内

(2024年6月1日より適用)

<介護保険を利用する場合>

① 基本利用料（1回あたり） ※地域区分別1単位の単価（6級地）：10.47円

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は原則として基本利用料の1割～3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担（10割負担）となります。



介護度区分	訪問する人	所要時間	所定単位数	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1～5の方	看護師	20分未満	314	328円	655円	982円
		30分未満	471	491円	982円	1,473円
		30分以上60分未満	823	858円	1,715円	2,573円
		60分以上90分未満	1,128	1,176円	2,351円	3,526円
	理学療法士等 (リハビリ)	20分以上（20分×1回）注1	294	307円	613円	919円
		40分以上（20分×2回）注1	588	613円	1,226円	1,838円
60分以上（20分×3回）注1		795	829円	1,657円	2,485円	
要支援 1・2の方	看護師	20分未満	303	316円	632円	948円
		30分未満	451	470円	940円	1,410円
		30分以上60分未満	794	828円	1,655円	2,482円
		60分以上90分未満	1,090	1,136円	2,272円	3,408円
	理学療法士等 (リハビリ)	20分以上（20分×1回）注1・2	284	296円	592円	888円
		40分以上（20分×2回）注1・2	568	592円	1,184円	1,776円
60分以上（20分×3回）注1・2		426	444円	888円	1,332円	

※夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）は25%、深夜（22時～翌朝6時）は50%が訪問看護費単位数に加算されます。

※看護師による20分未満の訪問看護は特定の場合のみ利用可能です。また理学療法士等によるリハビリは1週あたり6回までとなります。

注1 訪問回数超過減算：前年度の理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月間において、特別管理加算又は緊急時訪問看護加算を算定していない場合は、1回（20分）につき8単位が減算されます。

注2 12か月超減算：理学療法士等による介護予防訪問看護の利用開始日の属する月から12月（利用月の合計）を超えて介護予防訪問看護を行った場合は、1回（20分）につき5単位、又は注1の訪問回数超過減算に該当する場合は、さらに1回（20分）につき15単位が減算されます。

② 加算（病状やご希望の契約内容により、①に以下の料金が加算されます。）

加算の種類	内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問看護加算 I	1人でのケアが困難な方に対して、同時に複数の看護師等が訪問看護を行うことに同意を得て訪問看護を行った場合（1回につき）	30分未満	254	265円	530円	794円
		30分以上	402	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算	*1に該当する長時間の訪問を要する方に、90分以上の訪問看護の提供に同意を得て行った場合（1回あたり）	300	313円	626円	938円	
緊急時訪問看護加算 I	24時間の緊急の連絡や相談、緊急時の訪問依頼等に対応する体制をご希望される場合（月額）	600	626円	1,251円	1,876円	
特別管理加算 I	*1の特別な管理を必要とする方（月額）	500	521円	1,042円	1,563円	
特別管理加算 II	*1の特別な管理を必要とする方（月額）	250	261円	521円	782円	
ターミナルケア加算	要介護1～5のターミナル期の方に、死亡日及び前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合（死亡月1回）	2,000	2,605円	5,210円	7,815円	
初回加算 I	過去2か月間に訪問看護の利用がなく、*1に該当する方又は主治医が必要と認めた方に対して、新規に計画書を作成し、退院・退所した日に初回の訪問を行った場合（初回月）	350	365円	730円	1,095円	
初回加算 II	過去2か月間に訪問看護の利用がない方に対して、新たに訪問看護計画書を作成し、初回の訪問を行った場合（初回月）	300	313円	626円	938円	

加算の種類	内 容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	退院後に円滑に訪問看護を提供できるよう、入院中に主治医と連携して在宅での療養に必要な指導を行った場合（1回あたり） ※*1に該当する方は2回まで可	600	626 円	1,251 円	1,876 円
看護・介護職員連携強化加算	要介護1～5の方に対して、たん吸引等を行う訪問介護事業所に計画支援等をした時（ひと月に1回まで）	250	261 円	521 円	782 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ1	勤続3年以上の職員が、事業所全体の30%以上配置されている事業所（1回あたり）	3	4 円	7 円	10 円

*1 特別な管理を必要とする方（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）

特別管理加算Ⅰ	<input type="checkbox"/> 在宅麻薬等注射指導管理、自宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を超える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

<医療保険を利用する場合>



① 基本利用料（1回あたり）

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は加入する健康保険別の割合に応じてご負担いただきます。

訪問回数 (所要時間：概ね30分～90分)			基本療養費	管理療養費	利用者負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日の訪問日	同じ日、同じ建物の利用者1～2人に訪問した場合		5,550 円	+ 7,670 円	1,320 円	2,640 円	3,970 円	
	同じ日、同じ建物の利用者3人以上に訪問した場合		2,780 円		1,420 円	2,840 円	4,270 円	
月の2日目以降 (1日につき)	看護師	週3日目まで	同一日、同一建物1～2人	5,550 円	+ 3,000 円	860 円	1,710 円	2,570 円
			同一日、同一建物3人以上	2,780 円		580 円	1,160 円	1,730 円
		週4日目以降 (*2・3の方)	同一日、同一建物1～2人	6,550 円		960 円	1,910 円	2,870 円
			同一日、同一建物3人以上	3,280 円		630 円	1,260 円	1,880 円
	理学療法士等	同じ日、同じ建物の利用者1～2人に訪問		5,550 円		860 円	1,710 円	2,570 円
		同じ日、同じ建物の利用者3人以上に訪問		2,780 円		580 円	1,160 円	1,730 円
入院中の一時外泊時	一時外泊時に訪問看護が必要と主治医が認めた方に訪問看護を行った場合（入院中1回） ※*2・3に該当の方は外泊期間中に2回まで可		8,500 円	-	850 円	1,700 円	2,650 円	

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回（1回の訪問は90分まで）、週3日までとなっています。

ただし、疾患名等によっては、1日に複数回の訪問行ったり、90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問を行うことが可能です。

※同一建物の利用者とは…1つの建物（介護施設やマンション・アパートなどの集合住宅、戸建て住宅等全ての建物）に入居又は入所、居住している複数の利用者（契約者）のことをいいます。

② 加算（病状やご希望の契約内容により、①に以下の料金が加算されます。）

加算の種類	内 容		単価	1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	*2・3に該当の方、特別指示書の交付を受けた方に対して、1日に複数回の訪問看護を行った場合（1回につき）	1日2回まで	同一建物内1～2名	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			同一建物内3名以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1日3回以上	同一建物内1～2名	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
		同一建物内3名以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	

加算の種類	内 容		単価	1割負担	2割負担	3割負担		
緊急時訪問加算	利用者又は家族の求めで主治医の指示を受けて緊急訪問を行った場合（1日1回まで）		月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円	
			月15日目以降	2,650円	200円	400円	600円	
長時間訪問看護加算	15歳未満の（準）超重症児、*2に該当する方、特別指示書期間中の方に対して、90分以上の訪問看護の提供に同意を得て行った場合（週1回まで） ※15歳未満の小児及び（準）超重症児で*2に該当する方は週3日まで利用することができます。		5,200円	520円	1,040円	1,560円		
乳幼児加算	（準）超重症児、*2・3に該当する乳幼児（6歳未満）に訪問看護を行った場合（1日あたり）		1,800円	180円	360円	540円		
	上記以外の乳幼児に訪問看護を行った場合		1,300円	130円	260円	390円		
複数名訪問看護加算	1人でのケアが困難な方や場面で、同時に複数の看護師等が訪問看護を行うことに同意を得て、訪問看護を行った場合（1回につき）	*2 *3 又は 特別指示期間の方	週1日まで	同一建物内1～2名	4,500円	450円	900円	1,350円
				同一建物内3名以上	4,000円	400円	800円	1,200円
			1日1回	同一建物内1～2名	3,000円	300円	600円	900円
				同一建物内3名以上	2,700円	270円	540円	810円
			1日2回	同一建物内1～2名	6,000円	600円	1,200円	1,800円
				同一建物内3名以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
			1日3回以上	同一建物内1～2名	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
				同一建物内3名以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
上記以外の理由による場合（週3日まで）			同一建物内1～2名	3,000円	300円	600円	900円	
			同一建物内3名以上	2,700円	270円	540円	810円	
夜間・早朝加算	午後6時～午後10時、午前6時～午前8時に訪問した場合		2,100円	210円	420円	630円		
深夜加算	午後10時～午前6時に訪問した場合		4,200円	420円	840円	1,260円		
24時間対応体制加算Ⅰ	24時間の緊急の連絡や相談、必要時や営業時間外の緊急時の訪問依頼等に対応する体制をご希望される場合（月額）		6,800円	680円	1,360円	2,040円		
特別管理加算・難	*3①の特別な管理を必要とする方（月額）		5,000円	500円	1,000円	1,500円		
特別管理加算	*3②③④⑤の特別な管理を必要とする方（月額）		2,500円	250円	500円	750円		
退院時共同指導加算	退院後に円滑に訪問看護を提供できるように、入院中に主治医と連携して在宅での療養上必要な指導を行った場合（1回あたり）※*2・3の方は2回まで行えます		8,000円	459円	909円	1,359円		
特別管理指導加算	*3の特別な管理を必要とする方は、上記に上乗せされます		2,000円	200円	400円	600円		
退院支援指導加算	*2・3に該当する方、主治医が必要と認めた方に、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合（退院後の初回訪問時に1回）		通常の訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
			長時間の場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	在宅医師等と連携し必要な指導を行った場合（月1回まで）		3,000円	300円	600円	900円		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変・診療方針の変更等に伴い、主治医が関係職種を一同に会しカンファレンスを行った場合（月2回まで）		2,000円	200円	400円	600円		
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等を行うヘルパーに同行・支援した場合（月1回）		2,500円	250円	500円	750円		
情報提供療養費1（月1回まで）	*2・3の方、18歳未満の方の訪問看護の状況を市町村等又は指定特定相談支援事業者等に提供した場合（要同意）		1,500円	461円	911円	1,361円		
情報提供療養費2（月1回まで）	18歳未満の（準）超重症児、18歳未満で*2・3に該当する方の訪問看護の状況を、看護職員が勤務している義務教育諸学校、高等学校等に文書で提供した場合（要同意）		1,500円	461円	911円	1,361円		
情報提供療養費3（月1回まで）	病院や介護老人保健施設又は介護医療院に入院・入所し、在宅から療養の場所を変更する方の訪問看護に係る情報を、主治医に文書で提供した場合（要同意）		1,500円	461円	911円	1,361円		
ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡前14日以内（計15日間）に2回以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
ターミナルケア療養費2	特別養護老人ホーム等で、看取り介護加算等を算定している方に上記のターミナルケアを行った場合		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		

加算の種類	内 容	単価	1割負担	2割負担	3割負担
ベースアップ評価料Ⅰ	処遇改善の目的から、医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある事業所	780 円	80 円	160 円	230 円

* 2 厚生労働大臣が定める疾病等〔医〕特掲診療料の施設基準等別表第7〕

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋委縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
 ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病〔ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る〕）
 ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）
 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋委縮症 ⑯球脊髄性筋委縮症
 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷
 ⑳人工呼吸器を使用している状態（※睡眠時無呼吸症候群における口鼻マスクを使用している場合を除きます）

* 3 特別な管理を必要とする方〔医〕特掲診療料の施設基準等別表第8〕

【特別な管理のうち重症度等の高い方】

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

【特別な管理を要する方】

- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

③ その他利用料（保険給付対象外） ※消費税別



交通費	300 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5 km以内の方（訪問1回ごとに算定）
	500 円	加須市を超えた地点からの移動距離が5 km以上10km以内の方（訪問1回ごとに算定）
エンゼルケア	10,000 円	ご希望により、故人のご遺体をきれいな状態に整えて、感染症を予防する死後処置を行います。身体を清潔にし、化粧（エンゼルメイク）や更衣で見た目を整えます。
キャンセル料		サービス提供時間の1時間前までに連絡がなかった場合には、当日の利用料の自己負担額相当額をご請求いたします。※利用者の容態の急変や急な入院など、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。
その他		○ 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用 ○ 駐車場の確保が困難で有料駐車場を使用した場合の料金 等

ご不明なことのお問合せやシミュレーションのご要望など
 お気軽にご連絡ください



なかだ訪問看護ステーション ☎ 0480-53-4193